

業務指示書

インフラ整備関連の中国の動向に関する情報収集・確認調査（企画競争）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年12月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 加藤 真一郎 Kato.Shinichiro2@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：中国の対外経済協力の動向／中国企業の動向把握に関する調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／日中連携検討）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：中国の対外経済協力の動向／中国企業の動向把握に関する調査
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）また、中国語の能力を証明するものがあれば、提出してください。
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 情報通信】

- 1) 類似業務の経験：情報通信分野での企業動向の把握に関する調査
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）また、中国語の能力を証明するものがあれば、提出してください。
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 軌道交通設備】

- 1) 類似業務の経験：軌道交通整備分野での企業動向の把握に関する調査
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）また、中国語の能力を証明するものがあれば、提出してください。
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力設備】

- 1) 類似業務の経験：電力設備分野での企業動向の把握に関する調査
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）また、中国語の能力を証明するものがあれば、提出してください。
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 物流】

- 1) 類似業務の経験：物流分野での企業動向の把握に関する調査
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）また、中国語の能力を証明するものがあれば、提出してください。
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。
 - (1) 旅費(航空賃)
 - (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - (5) その他(以下に記載の経費)

業務指示書別紙第2-4-(4)に記載の通り、第三国における事例研究のために要する経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(CNY1 = 16.202200 円, US\$1 = 112.201000 円, EUR1 = 127.778000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／日中連携検討

情報通信

軌道交通設備

電力設備

物流

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.19 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2019年1月11日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

インフラ整備関連の中国の動向に関する情報収集・確認調査（企画競争）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/日中連携検討	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 情報通信	(9.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 軌道交通設備	(9.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 電力設備	(9.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(5) 業務従事者の経験・能力： 物流	(9.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

中国では、これまでの労働と資本の大量投入による経済成長から、イノベーションや生産性向上を伴う質的向上への転換が図られている。2006年2月に15年間の計画である「国家中長期科学技術発展計画綱要」が発表され、2020年までに中国を世界トップレベルの科学技術力を持つイノベーション駆動型国家とするために、総研究開発費の拡充（2020年までに対GDP比2.5%）や重点分野の強化等の方針が掲げられた。また、2015年5月には、情報通信技術の発展に支えられた製造業の高度化を目指すとして、先進諸国の動向や中国国内における労働コストの上昇など中国経済をめぐる状況等も踏まえ、今後10年間における製造業発展のロードマップである「中国製造2025」や「インターネット+」といった政策が打ち出された。その結果、中国の国家イノベーションランキングは2008年の28位（日本は9位）から2018年の17位（日本は13位）に上昇し、2017年の国際特許出願件数では日本を抜いて世界第2位になるなどの成果を見せており、華為（スマホ）、DJI（ドローン）など国際競争力のある企業も台頭してきている。また、中国国内では、スマホ決済とこれによるビッグデータの集積、自転車等のシェアリングサービス、シェアバッテリー、無人コンビニ等の新しいサービスも生まれている。

一方、日中関係に関しては、2017年11月に開催された日中首脳会談において「民間企業間のビジネスを促進し、第三国でも日中のビジネスを展開していくことが、両国のみならず対象国の発展にとっても有益である」との点で一致し、2018年5月の李克強首相の訪日時には、上述の日中民間企業による第三国での協力推進のための委員会とフォーラムの設立について合意するなど、今後の日中関係においては「競合」のみならず「協働」の可能性を追求していくことが両国の共通認識となっている。

日本政府は、成長戦略の一環として、日本が強みを有する技術・ノウハウを最大限に活用し、世界の膨大なインフラ需要を取り込む「インフラシステム輸出戦略」を進めているが、優れた技術・製品を有し海外展開に関心がある中小企業は多いものの、自前で他国競合企業等の情報収集を行うことは容易ではない。そのため、中国企業の最新動向、技術レベル、今後の動向予測を踏まえ、将来の「競合」、「協働」の可能性を含めた選択肢を検討することが、これら中小企業の海外展開の検討の一助となると考えられる。

JICAはかかる状況を踏まえ、中国のイノベーションに関連する政策の進捗状況、成果、今後の方向性、中国企業の技術レベル、技術開発の動向を把握するとともに、中小企業を中心とする日本企業の関連技術レベルとの比較を行い、日本企業の優位性や日中企業の競合・協働の可能性について検討することとした。更に、発展途上国の社会経済開発に貢献でき、かつ、日中企業の協力を含めた今後の日本企業の海外展開が見込まれる技術・事業の検討と、実現に向けた課題、留意点、JICAとして取りうる方策等について取りまとめることを目的として、本調査を行うものである。

「インフラ」という語で想起される分野は広範囲にわたるため、本調査の対象としては、上述した「中国製造2025」などの政策において重点分野と位置付けられたもののうち、日本のインフラ輸出戦略や、日中が協力して実施する第三国協力の可能性が考えられる分野として、以下の4分野を取り上げる。

- ・次世代情報通信技術（光ファイバー、5G、端末等）
- ・先進軌道交通設備（高速鉄道、地下鉄、ライトレール等）
- ・電力設備（新エネルギー・再生エネルギー設備、エネルギー貯蔵設備、スマートグリッド、ICT活用による効率化も含む）
- ・物流（ICT活用による物流産業の高度化を含む）

2. 業務の概要

(1) 業務の目的

中国でのイノベーションに関連する政策の進捗状況、成果、今後の方向性、対象分野における中国企業の技術レベル、動向を把握するとともに、日本企業の関連技術レベルとの比較を行い、日中企業の競合・協働の可能性について検討する。その後、発展途上国の社会経済開発に貢献でき、かつ、日中企業の協力を含めた今後の日本企業（特に、中小企業）の海外展開が見込まれる技術・事業の検討と、実現に向けた課題、留意点、JICAとして取りうる方策等について取りまとめ、今後の関連業務の参考資料とすること、及び対象分野において海外展開に関心を有する中小企業を中心とした本邦企業への関連情報の提供を行いこれら企業の海外展開支援の一助となることを目的とする。

(2) 対象地域

中国、及び日中民間企業による第三国協力の先行事例実施国（1 か国）

3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 報告書等」に示す報告書を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 調査対象分野

本調査において取り上げる「インフラ」は、既述の通り以下の4分野である。

- 「次世代情報通信技術（光ファイバー、5G、端末等）」
- 「先進軌道交通設備（高速鉄道、地下鉄、ライトレール等）」
- 「電力設備（新エネルギー・再生エネルギー設備、エネルギー貯蔵設備、スマートグリッド、ICT活用による効率化も含む）」
- 「物流（ICT活用による物流産業の高度化）」

(2) 本邦企業の関心事項等の十分な把握

本調査は、インフラ整備分野において海外進出が目覚ましい中国を対象に、今後の我が国からのインフラシステム輸出推進の観点から、

ア 中国国内での先端技術を中心としたインフラ関連事業の動向、技術レベルの把握、今後の動向についての把握を行う

イ 該当分野における日本企業との比較を行う

ウ 上述ア、イを踏まえ、今後、途上国でのインフラ整備を進めるにあたり、日本企業が展開しうる分野（中国企業との協働による進出も含め）の検討、実現に向けた課題、留意点の分析、同課題解決に資するJICAとして取りうる支援策を検討する

ことを目的とする。本調査結果については、日本にて海外展開に関心を有する日本企業への報告会を行うことを想定しているため、本邦企業や関連団体との意見交換を通じ日本企業の

関心を十分に踏まえ調査をすすめること。

(3) 関係機関とのアポイントメント

現地調査対象国政府関係者、及び本邦関係機関との初回の会合については、必要に応じ、JICA がアポイントの取り付けを支援するが、その後は、JICA と適宜相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。ただし、民間企業への聞き取りについては、それぞれの企業が有する技術や国内・海外での事業展開動向の聞き取りといった内容が含まれ、本邦政府関係機関の関与を明示することで、先方の警戒心をあおりアポイント取付けが困難となることも予想されるため、コンサルタントが有するネットワーク等を活用し、アポイントメントを取り付けることを想定。これらアポイントメントの取付に際し、必要と判断される場合は、アポイントメント取得を目的とした現地再委託もしくは現地傭人等の現地リソースの活用を可とする。

ヒアリング先については、国家発展改革委員会（「インターネット+」にて物流を主管）科技部、工業情報部、能源局（「インターネット+」にて、エネルギー分野担当）、主管官庁（確認中）等の政府関係機関、研究機関・有識者（例：國務院発展研究センター等）、調査対象分野に関連する民間企業、本邦関連機関を想定しているが、現時点で想定されるヒアリング先についてもプロポーザルにて提案すること。

(4) 事例研究について

今後の日中企業による第三国での協働を検討するにあたり、検討すべき事項、留意点、課題等の把握・分析のため、対象分野において日中民間企業による第三国協力の事例として先行事例がある国 1 か国を選定し、事例研究を行う。対象地域としてはアジア地域を想定し、対象 4 分野すべてにおいて有用な事例を取り上げる想定であるが、現時点で適当と思われる調査対象国（経費、効率性の点から同一国が望ましいが、分野によって国が異なっても可とする）と調査対象事例等についてもプロポーザルにて提案を行うこと（事例研究に関する経費については、別見積もりにて計上すること）。

(5) 報告書作成上の留意点

報告書の記述にあたっては、各国特有の体制や制度等について注釈を加える等の配慮を行うこと。

5. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。ただし、以下に示した内容以外に、効果的・効率的な調査方法や追加すべき調査項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。

<国内作業>

(1) 中国の関連政策の概要と進捗状況の確認

・「中国製造 2025」、「インターネット+」等のイノベーション関連政策の概要と進捗状況の把握（既存資料・有識者からの聞き取り等をもとにとりまとめ）

(2) 本邦企業団体との意見交換

本調査対象分野における、上述調査結果 (1) の共有と今後の調査項目を説明するとともに、関連日本企業の関心が高いと思われる項目について聞き取りを行う。

<現地調査（中国）>

(3) 上述(1)、(2)を踏まえ、中国において現地調査を行い、関連政策の概要と進捗状況の精査・アップデートを行う。

- ① 中国政府機関（科技部、工業情報部、インターネット+の主管官庁（確認中）等を想定）から、上述政策の概要、今後の計画、課題に加え、本邦企業を含めた海外企業との連携についての考え方、実例等について聞き取りを行う。可能であれば、下述③の調査対象分野における代表的な企業とのアポイント等の支援を依頼する。

(例：中国製造2025に関しては、富士通（スマート製造分野）、三菱電機（e-factory分野）等の本邦企業との連携実例あり）

三菱電機：<http://monoist.atmarkit.co.jp/mn/articles/1807/09/news040.html>

富士通：https://www.weeklybcn.com/journal/news/detail/20180328_161512.html

聞き取りの結果、視察等を行うことが調査の目的に照らし有益と思われる事例があれば、追加調査を行う（追加調査の内容、作業量等を踏まえ、必要があれば、契約変更も検討可）。

- ② 上述分野において、それぞれ代表的な中国企業（海外展開も行っている企業が望ましい）を数社選定し、公開情報を収集分析するだけでなく、インタビューを行い、対象企業の当該分野での活動実績（インフラシステムとしての制度化、標準化に関する取り組みも実施している場合は、その実施状況も含む）、政府等からの補助金等の支援の有無、海外企業との連携状況（連携がある場合には、知的財産権保護に関する対応についても確認する）、今後の活動計画（国内、海外）等について情報収集を行う（海外展開済企業に関しては、可能な範囲で、同企業の海外進出の背景、狙い、今後の展開計画等についても情報収集・分析を行う）。

- ③ 「中国製造2025」によると、中国政府は2020年までに国家イノベーションセンターを15か所設立するとの目標が掲げられており、報道等によれば、すでに、以下のセンターが設立済であるところ、国家イノベーションセンターの設立、活動状況等の進捗と今後の計画について確認を行うこと。

—動力電池イノベーションセンター（北京）、スマートセンサーイノベーションセンター（上海）、集積回路イノベーションセンター（上海）、光ファイバーイノベーションセンター（武漢）、フレキシブルディスプレイイノベーションセンター（広州）

上述センターのうち、本件調査で対象とする分野に関連するセンター（動力電池、光ファイバー）については、現地視察、及び関係者からの聞き取りを行う。

- ④ 調査対象分野において、他に先進的な取り組みがされている事例があれば、できる限りそれら現場を訪問し、関連企業や政府関係者からの聞き取りを行い、現状と今後の動向の把握を行う。

(例：物流ではアリババ等の共同出資による開放型物流プラットフォーム、ピンゴボックス社による無人コンビニ等)

(追加調査の内容、作業量等を踏まえ、必要があれば、契約変更も検討可)

- ⑤ 政府機関、及び現場視察に加えて、JETRO、日本商会等の本邦関係機関や、現地有識者からの聞き取り・意見交換も行うこと（例：国务院発展研究センター等）

<国内作業>

(4) 上述(1)～(3)の調査結果を基に、対象4分野ごとに、中国の最新技術の開発状況、現在の技術レベル、今後の技術開発の動向について分析・とりまとめを行う。

(5) 上述分野における中小企業を中心とする本邦関連企業の技術レベル等との比較と、日本

企業の優位性の把握(日本が優位なものについては優位性を確保し得る期間の予測も行う)、競合・協働の可能性の検討を行う。

<現地調査(未定)>

- (6) 上述分野における日中民間企業による第三国での協力の実例として、先行事例がある、もしくは予定されている国1か国を選定し、事例研究を行う。具体的には、協働中/協働予定の事業の確認、協働に至った背景・経緯、協働状況、協働にあたり留意した点、今後の計画、新規協働事業を行う際の教訓等)について、公開情報や現地調査による関連企業等からの聞き取りにより、情報収集・分析を行う。

<国内作業>

- (7) 上述(1)～(6)を踏まえ、発展途上国の社会経済開発に貢献でき、かつ、日中企業の協力を含めた今後の日本企業の海外展開が見込まれる技術・事業の検討と、実現に向けた課題、留意点、JICAとして取りうる方策等について取りまとめる。
- (8) 上述結果について、本邦企業を対象とした説明会(100社程度、本邦開催、回数は1回を想定)を開催し、成果発表、意見交換を行う(2019年8月ごろの開催を想定)。
- (9) 上述(1)～(8)の結果についてファイナルレポートとして取りまとめる。

6. 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、ファイナル・レポートの提出をもって契約業務の完了を確認検査する根拠とする。

ア インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、
便宜供与依頼内容等

提出時期：2019年2月上旬

提出部数：和文2部(簡易製本)

イ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果

提出時期：2019年8月中旬

提出部数：和文2部(簡易製本)

ウ ファイナル・レポート

記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントに対応して必要な加除
修正を行ったもの

提出時期：2019年9月下旬

提出部数：和文5部(製本)

CD-ROM 10 セット

- * 収集した情報に、公開が難しい情報が多く含まれている場合は、公開版と非公開版の2種類を作成することも検討する（調査結果を踏まえて検討。必要に応じ契約変更可）

(2) その他の提出物

ア コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月毎の業務内容、作業・進捗状況の他、現地情勢、調査上の留意点等（A4 数ページ）を記載する。

提出時期：調査月の翌月 5 日までに提出（月毎）

提出部数：1 部

イ 本邦企業向け説明会用資料

上述 5（8）にて説明用に用いるパワーポイント資料（分量は 30 ページ以内を想定）

提出時期：2019 年 8 月（説明会開催前）

ウ 収集資料

業務期間中に収集した資料、データ（撮影写真を含む）一式

提出時期：ファイナル・レポート提出時

エ 調査報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナル・レポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報 調達ガイドライン」を参照のこと）。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2019年2月上旬より業務を開始し、2月上旬を目途にインセプションレポートを提出し、2019年9月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合計：11.19M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 総括/日中連携検討 (2号) | (評価対象予定者) |
| (2) 情報通信 (3号) | (評価対象予定者) |
| (3) 軌道交通設備 (3号) | (評価対象予定者) |
| (4) 電力設備 (3号) | (評価対象予定者) |
| (5) 物流 (3号) | (評価対象予定者) |

3. 相手国の便宜供与

特になし。

4. 参考資料

特になし

5. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

6. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 通訳要員の配置

業務実施上の必要に応じ、現地調査時の通訳要員を現地にて雇用することを認める。中国

での現地調査に要する通訳要員配置は本見積りに含めること。

(通訳を含め、事例研究に必要な経費は別見積もりにて計上すること)。

(3) 現地再委託

以下の項目については、必要があれば、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。この再委託に係る経費は本見積とすること。

・ (現地調査において) 関係者へのインタビューに係るアポイント取付

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

(4) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(6) 適用する約款

本業務に係る契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上